

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の2第2項
処 分 の 概 要：指定射撃場の指定の解除
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項（許可の基準）、同第5条の2第2項第2号・第3号（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）、同第9条の2第1項（指定射撃場の指定）・第2項 指定射撃場の指定に関する内閣府令第2条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、同第3条（指定射撃場の種類ごとの区分）、同第4条（位置に関する基準）、同第5条（構造設備の基準）、同第6条（設置者の基準）、同第6条の2（管理者の基準）、同第8条、同第9条（指定射撃場の管理方法の基準）、同第14条（指定の解除）
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：
備 考：